

# 自転車に乗る時は

# ヘルメットを着用！

## ！全ての世代が対象です！

自転車事故で亡くなられた方の多くは頭部の損傷が主因です。

あなたの

**命**を守ります

道路交通法の改正により、自転車を利用する全ての人は、乗車用ヘルメットを着用することが努力義務となりました。（令和5年4月1日施行）



サイクリング用や街乗り用、おしゃれなものまで様々なヘルメットがあります。



警察庁リーフレット参照

自転車はくるまのなかま

# 交通ルールを守って安全利用！

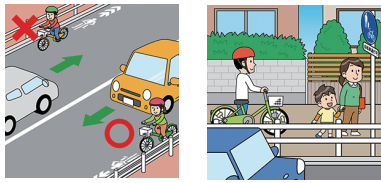


## 自転車安全利用

## 五則

1

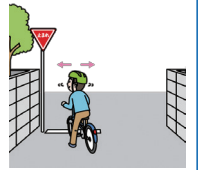
車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



自転車は軽車両であるため、車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則で、道路の左側に寄って通行しなければなりません。歩道を通行できる場合は、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3

夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



4

飲酒運転は禁止

【罰則】  
5年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金



5

ヘルメットを着用

自転車に乗る時は、大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。



入っていますか？

## 自転車保険



和歌山県では自転車保険の加入は努力義務です！

### 自転車利用者

自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければなりません。



### 保護者

未成年のお子様が自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければなりません。



### 高額賠償事例

坂道を下ってきた小学5年生の自転車が歩行中の女性と衝突。女性が意識不明となり、少年の母親に対して高額賠償が命じられた。

事故が起こってしまう前に  
しっかり備えておきますか？

賠償額

約9,500万円

神戸地方裁判所 平成25年7月判決



この印刷物は地球環境に優しい  
植物油インキを使用しています。